

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業統治こそが事業発展のために重要であると考えております。その実現のために、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を保ち、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。また、継続的な業績の向上による事業規模の拡大と企業価値の増大に取り組むとともに、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4.議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現時点では、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、海外投資家比率の増加に伴い、導入について検討しております。

【原則4-1-3.最高経営責任者等の後継者計画】

最高経営責任者等の後継者計画は重要な課題であると認識しており、今後、取締役会において、最高経営責任者等に求められる資質・経験、そして育成計画等について、幅広く議論してまいります。

【補充原則4-3-2.客観性・適時性・透明性ある手順によるCEOの選任】

最高経営責任者の選任は、重要な課題であり、取締役会において、求められる資質・経験だけでなく、その選任プロセスも含め、十分な時間をかけて、今後、幅広く議論してまいります。

【補充原則4-3-3. CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】

最高経営責任者の解任は、重要な課題であり、取締役会において、解任の基準や解任のためのプロセス等について、今後、幅広く議論してまいります。

【補充原則4-8-1.独立社外取締役間の情報交換・認識共有】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役2名を設置しております。なお、独立社外者のみを構成員とする会合の定期的開催等については、今後、取締役会や監査等委員会にて検討してまいります。

【補充原則4-8-2.独立社外取締役と経営陣との連絡調整、監査役との連携に係る体制整備】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役2名を設置しております。なお、「筆頭独立社外取締役」の設定等については、今後、取締役会や監査等委員会等にて検討してまいります。

【補充原則4-10-1.取締役等の指名・報酬等に対する独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役2名を設置しております。なお、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等については、今後、取締役会や監査等委員会にて検討してまいります。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

外部環境要因に大きな変動を受けやすい事業があるため、現段階においては、中期経営計画を公表しておりませんが、中長期的なビジョンを示すとともに、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を日常的IR活動を通じ説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

純投資目的以外の政策保有株式、いわゆる政策保有株式は、現在有しておりません。

今後、政策保有株式を保有する場合には、取締役会において、中長期的なリスクとリターンを踏まえた経済合理性を十分検証したうえで、意思決定いたします。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使する方針であります。そして、株主価値を毀損するような議案につきましては、肯定的な判断を行いません。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、全ての役員に対して、年1回、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について適切に管理する体制を構築しております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は確定給付企業年金であります。通常の確定給付企業年金と異なり、給付利息額が直近の国債の利回りに応じて変動し、積立不足が発生しにくい仕組みとなっております。

更に、当該年金資産は大手生命保険会社の一般勘定で運用されており、当該生命保険会社が元本と最低利回り(1.25%)を保証する運用方法と

なっております。このように極めて安定的な当該年金資産の運用が見込まれることと、生命保険会社の一般勘定での運用という性質上、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動は限定的となっております。

しかしながら、今後の運用成績をモニタリングしながら、できる範囲の中で当該年金資産の運用先への働きかけを行ってまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 企業理念やスローガンを定め、役員・社員に浸透させることに日々努めております。また、それらを前提とした中期経営計画を策定しております。当社では中期経営計画の詳細は開示しておりませんが、潜在的投資家・株主の皆様の投資判断に資する内容を、決算発表資料や当社ウェブサイト上の社長メッセージ等の形で開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載し、開示しております。

(3) 新任以外の業務執行取締役の報酬につきましては、毎年度末に、取締役の自己評価に基づき、全社目標達成率、個人目標達成率、その他会社への貢献度等を総合的に勘案し、個別の報酬額を決定しております。

また、新任の業務執行取締役につきましては、担当業務の範囲や目標の難易度、当該取締役への期待を総合的に勘案し、個別の報酬額を決定しております。

さらに当社では、開示した業績予想数値を上回った場合に限り、現在及び将来の経営環境を見据えて妥当と判断した場合には、取締役会で定めたルールに基づき、業績に応じて、業績連動賞与を付与しております。

執行役員の報酬につきましては、担当職務の範囲と責任の重さ、当該執行役の業績及び当社への貢献度を勘案し取締役会にて決定しております。

(4) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の選任については、人物、スキル、経験等の総合評価によって候補者を決定し、株主総会付議議案として取締役会で決議した後、株主総会に議案として提出するという手順をとっております。また、監査等委員である取締役の選任についても、人物、スキル、経験等の総合評価によって候補者を決定し、監査等委員会の同意を得た後、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に議案として提出するという手順をとっております。執行役員は、当社の業務執行を担当する上級幹部社員と定めており、人物、能力、スキル、経験、これまでの実績等を踏まえ取締役会での決議をもって選任しております。なお、以下の解任要件のいずれかに該当する場合、取締役会により、その執行役員を解任いたします。

執行役員として不正、不当、または背信を疑われる行為があったとき

執行役員としての適格性に欠け、その他就業規則の定める懲戒事由に該当するとき

執行役員の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が本人を引き続き執行役員としての職務におくことが不適当であると判断したとき

その他執行役員としてふさわしくない行為または言動があったとき

(5) 取締役の選任にあたっては、株主総会招集通知に、個々の略歴(取締役については当社における地位及び担当を含む)、重要な兼職の状況、保有株数に加え、個々の選任理由を記載し、株主に対し主体的な情報発信を行っております。執行役員は当社の社員という身分であるため、個々の選任理由については開示しておりません。

【補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会規程、裁権規程等により、取締役会で決議する事項、取締役会の補足機関である経営会議にて決議する事項、代表取締役社長以下取締役、執行役員にて決裁できる事項を明確に定めております。具体的には、重要な業務執行のうち、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分等については、取締役会の決議事項としておりますが、日常の業務執行については、経営会議や代表取締役社長以下取締役、執行役員にその権限を委譲しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役2名を設置しております。

なお、2020年6月開催の株主総会終結をもって、取締役6名のうち、2名が社外取締役となり、その3分の1は独立性のある社外取締役により構成されております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役2名を設置しております。なお、独立性の基準としては、東京証券取引所が定める独立役員の基準を参考に、当社との間に利害関係がない等、客観的な独立性をその基準としております。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会の多様性等に関する考え方及び取締役の選任手続】

取締役は、当社の経営理念や中長期経営方針に基づき、その職務を果たすために必要な人物、スキル、経験をバランスよく備えた者を選任しております。その結果、現状では、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を維持した構成となっており、員数においても事業規模に対して最適な水準であります。

選任手続については、上記方針にて取締役候補者を決定し、株主総会付議議案として取締役会で決議した後、株主総会に議案として提出するという手続となっております。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役を除く取締役が他の上場会社の役員等を兼任する場合には、取締役会の承認を要することにより、その兼任状況を監督するとともに、社外取締役についても、年1回、兼任状況を確認するアンケートを実施することで、その兼任状況を管理しております。そして、取締役の兼任状況は、定時株主総会に提出される事業報告において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、2017年より、取締役全員による取締役会の実効性に関する自己評価を行っております。

なお、本年実施した自己評価においては、概ね適切に運用されていると評価した者が多数を占めており、取締役会は適切に運用されていると考えておりますが、今後も本評価内容を、取締役会の一層の機能強化に役立てまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役がその役割・責務を適切に果たすため、これらの者が新たに就任する際は、関係法令及びコーポレートガバナンス等に関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題等に関する研修を、いずれも当社の費用負担にて継続的に実施しております。

上記に加え、社外取締役(監査等委員)が新たに就任する際は、事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施するとともに、各取締役には、毎年各事業の事業戦略等について、他の取締役等に対する説明の機会を設け、社外取締役(監査等委員)に対しても、事業課題等について、必要な情報提供を行っております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「タイムリー」「公平」「正確」「積極的」「明快」なIRを基本方針としています。経営企画部がIR担当部門であり、専任のIR担当者が対応しております。また、代表取締役社長及び財務担当執行役員がIR活動に積極的に関与し、投資家や株主からの要望に対して、業績や経営状況に関する説明を行うことを基本方針としています。年1回以上の説明会の開催、四半期毎の投資家との個別面談、年複数回の個人投資家向け説明会をIR活動の基本とし、これ以外にも投資家・株主向け資料の充実に努めております。IR活動における投資家・株主からの意見等については、四半期毎に取締役及び経営幹部に報告し、企業価値の持続的向上に繋げるための体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
UBS AG HONG KONG	1,623,800	11.35
柴田 仁	1,020,000	7.13
柴田 高	1,008,600	7.05
アース製薬株式会社	799,600	5.59
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 1	788,200	5.51
NOMURA INTERBNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	639,050	4.47
柴田 晃宏	632,000	4.42
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	463,800	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	417,600	2.92
INTERACTIVE BROKERS LLC	411,000	2.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

・2018年5月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、サイノールリッチーズリミテッド(SINO RICHES LIMITED)が2018年5月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次の通りであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

サイノールリッチーズリミテッド (1,163,600株、8.17%)

・2019年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者1社が2019年5月27日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三菱UFJ信託銀行株式会社 (409,200株、2.85%)

三菱UFJ信託銀行株式会社 (159,100株、1.11%)

・2020年3月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、韓保維が2020年3月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次の通りであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

韓保維 (770,000株、5.33%)

・2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者2社が2020年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

野村證券株式会社 (406,316株、0.93%)

ノムラ インターナショナル ピーエルシー (2,076,913株、4.75%)

野村アセットマネジメント株式会社 (360,800株、0.83%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期更新	12月

業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二木芳人	学者											
橋本昌司	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二木芳人	○	○	——	経歴等から、独立した立場からの経営監視等、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を、その属性として持っていると判断したため、独立役員に指定しております。
橋本昌司	○	○	——	弁護士としての豊富な法的知識と経験があり、その高い専門性と経験をもとに、当社のコーポレートガバナンス強化の一翼を担ってもらうため、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員を除く。以下、同じ)からの独立性に関する事項及び同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のように定めております。

- (1)当社は、監査等委員会からの要請があったときは、直ちに、監査業務に必要な事項を命令できる使用人を配置するものとします。
- (2)当該使用人は、その命令を受けた事項に関して、取締役及び他の管理者の指揮命令は受けないものとします。
- (3)当該使用人の人事異動(異動先を含む)、人事評価、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室に2名を配し、監査等委員会は監査等委員3名(うち2名が社外取締役)で構成されております。監査等委員会は監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り監査環境の整備に努めてまいります。また、適宜会計監査人より報告を受けその監査の相当性を監視・検証してまいります。

常勤監査等委員と内部監査室は、月1回の定例監査連絡会を開催し、内部監査について共同検証を行ってまいります。そして内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、内部統制部門及び会計監査人とのミーティングに共同で出席し、情報の共有を行ってまいります。

また常勤監査等委員は、会計監査人より、監査計画及び監査方法並びにその結果について報告を受け、さらに、四半期レビュー、期中監査、内部統制監査に伴う確認作業等においては、最低月1回のミーティングを実施してまいります。その際、会計監査人のみならず、内部監査室を含めた3者合同でも実施し、3者の情報共有と円滑な連携を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

更新

各取締役及び主要な従業員に対するストックオプションの付与は、それぞれに、中期から長期的に株主価値を増大させるためのビジョンを根付かせ、結果、より大きく継続的な企業価値創造に貢献すると考えています。

取締役の報酬については、株主総会での承認の範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績を考慮し支給額を決定しております。また、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入することが決議されました。その総額は現行の定例報酬及び賞与のための報酬枠とは別枠で年額350百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値向上に向け、意欲や士気を高めることを目的に、当社事業に大きく貢献することが期待される取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年3月期 取締役報酬総額 286,670千円

新任以外の実務取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額につきましては、毎年度末に、取締役(監査等委員を除く。)の自己評価に基づき、全社目標達成率、個人目標達成率、その他会社への貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において個別の報酬額を決定してまいります。また、新任の実務取締役(監査等委員を除く。)につきましては、担当業務の範囲や目標の難易度、当該取締役への期待を総合的に勘案し、取締役会において個別の報酬額を決定してまいります。なお、取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内(ただし、使用人分は含まない。)と決議されております。

また、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額については、上記第72回定時株主総会決議で承認された報酬枠とは別枠で年額350百万円以内を限度とする旨決議されております。

監査等委員の報酬等の額につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を考慮し、監査等委員会において決定してまいります。なお、監査等委員の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、2018年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、次のようなサポート体制を構成してまいります。
当社では、常勤の監査等委員である取締役が、社内の重要な全ての会議(取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等)に参加し、その詳細を社外取締役に共有すると共に、代表取締役との定期的なミーティング、及び各取締役、各部門長とのミーティング等を積極的に実施してまいります。また、四半期決算の都度、経理部から当該期間の決算に関する報告を行う体制を設けてまいります。さらに、会計監査人や内部監査室とも連携を密にし、定期的に会合をもつなど、必要と思われる全ての報告及び情報収集が可能な体制を構築してまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会制度を採用しており、常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である取締役2名で監査等委員会を構成しており、そのうち2名が社外取締役であります。

会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、取締役会上程議案の事前協議の他、様々な案件の決議、承認、協議、情報共有を行う機関として、取締役及び常勤の監査等委員である取締役、執行役員等で構成される経営会議を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	十分な検討期間を確保するため、総会の3週間前に招集通知を発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社を通じて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、毎期、本決算発表後の5月に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに投資家向けサイトとして「IR情報」を設けており、決算短信等の決算情報資料や決算情報以外の各種適時開示資料等を掲載しております。決算情報資料や各種適時開示資料については、有価証券上場規程に基づき、適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて既に公開された情報であること、また、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム「EDINET」に提出後の既に公開された情報であることを前提とします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に専任の担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「自立」、「共生」、「創造」を基本理念とし、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供するため、今後も事業領域である「消化器病薬」と「感染管理」の分野において世界トップレベルの技術とノウハウを持つ企業へ成長すべく日々邁進しております。その基本理念のもと、お客様、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築にも努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全への行動指針を定め具体的な取り組みを推進しているとともに、その方針に基づき、全社員一丸となり環境管理活動に取り組んでおります。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

・重大な法令または定款違反

・リスクマネジメント委員会に対する報告または内部通報の状況

・その他コンプライアンス上重要な情報

(2) 監査等委員会は、職務執行に必要と判断した場合には、上記以外でも当社グループの取締役または使用人に報告を求めることができるものとします。

(3) 前2号に従い報告を行った当社グループの取締役または使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役その他の取締役との間で定期及び非定期に会合を持ち、会社の経営実態、問題点、課題等の情報共有を図るものとしております。

(2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査が実効的に行われるために、必要に応じて、監査等委員会の監査に協力するものとしております。

(3) 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署の設置状況

対応統括部署を設置し、反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、対応統括部署がその情報を一元管理し、すみやかに取締役会等に報告する体制を整備しております。

(2) 外部との専門機関との連携状況

反社会的勢力に関する情報収集や反社会的勢力からの不当要求に迅速に対応すべく、対応統括部署を中心に、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、弁護士等との連携を積極的に図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、その情報は対応部署において把握かつ保管されます。そのうち重要と思われる情報については、他部署にも提供し、情報共有する体制を整備しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力からの不当要求に適切に対応するため、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社員に周知徹底させております。

(5) 暴力団排除条項の規定

取引先が反社会的勢力であることが判明した場合の速やかな関係解消策として、契約書には暴力団排除条項を規定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策の導入計画はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢としております。また、「タイムリー」「公平」「正確」「積極的」「明快」な開示を基本ポリシーに、投資家・アナリスト・メディア等のステークホルダーに向けて適時開示が可能な体制を構築しております。

適時開示に係る教育に関しましては、役員・従業員に対して、経営会議、月次営業報告会等において、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

当社IRウェブサイトにおきましては、適時開示情報以外にも、投資家に有用となる様々な情報を掲載し、質の高い情報開示の実践に努めております。

適時開示は、経営企画部が担当し、執行役員経営企画担当を情報取扱責任者としております。

2. 適時開示担当組織の状況

担 当 部 署 名 : 経営企画部

担 当 人 員 : 執行役員経営企画担当 他3名

情 報 取 扱 責 任 者 : 執行役員経営企画担当

3. 適時開示手続き

(1) 決定事実に関する情報

経営の重要な事項につきましては、取締役及び幹部社員で構成され、毎週開催される経営会議での事前審議や承認等を経て、毎月1回の定時及び臨時で開催される取締役会にて決定されます。機関決定の必要となる事案の情報発生部署責任者は、情報取扱責任者（執行役員経営企画担当）へ当該事案情報を経営会議への上程に先立って報告します。情報取扱責任者は事案内容を代表取締役へ報告すると共に適時開示要否を判断し、必要である場合は、情報開示担当部署に開示書類作成を指示します。代表取締役は当該事案審議に向けた経営会議を招集し、一方で、情報開示担当部署は情報発生部署に事案内容を確認し、必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎ、東京証券取引所上場部へ事前相談を行いつつ、適時開示書類の作成を行います。経営会議においては、情報発生部署責任者より上程された事案の審議が行われると共に、適時開示が必要となる場合は、情報取扱責任者より開示書類原案が提出され、併せて原案内容の確認が行われます。開示が必要となる事案が承認され、さらに取締役会上程後、決議された時点で情報取扱責任者が開示指示を受け、速やかに情報開示担当

部署が開示を行います。なお、適時開示規則上、必ずしも情報開示が必要でない事案についても、経営施策上、積極的に開示すべきと判断された場合は、代表取締役の承認の上、任意の開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

該当する事実が発生した場合、該当事実の情報取得者は情報発生部署責任者に直ちに報告し、次いで情報取扱責任者に報告致します。情報取扱責任者は発生事実の内容を代表取締役へ報告すると共に適時開示要否を判断し、必要である場合は、情報開示担当部署に開示書類作成を指示します。情報開示担当部署は、必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎ、東京証券取引所上場部へ事前相談を行いつつ、適時開示書類の作成を行います。代表取締役より情報取扱責任者は開示指示を受け、速やかに情報開示担当部署が開示を行います。

(3) 決算に関する情報

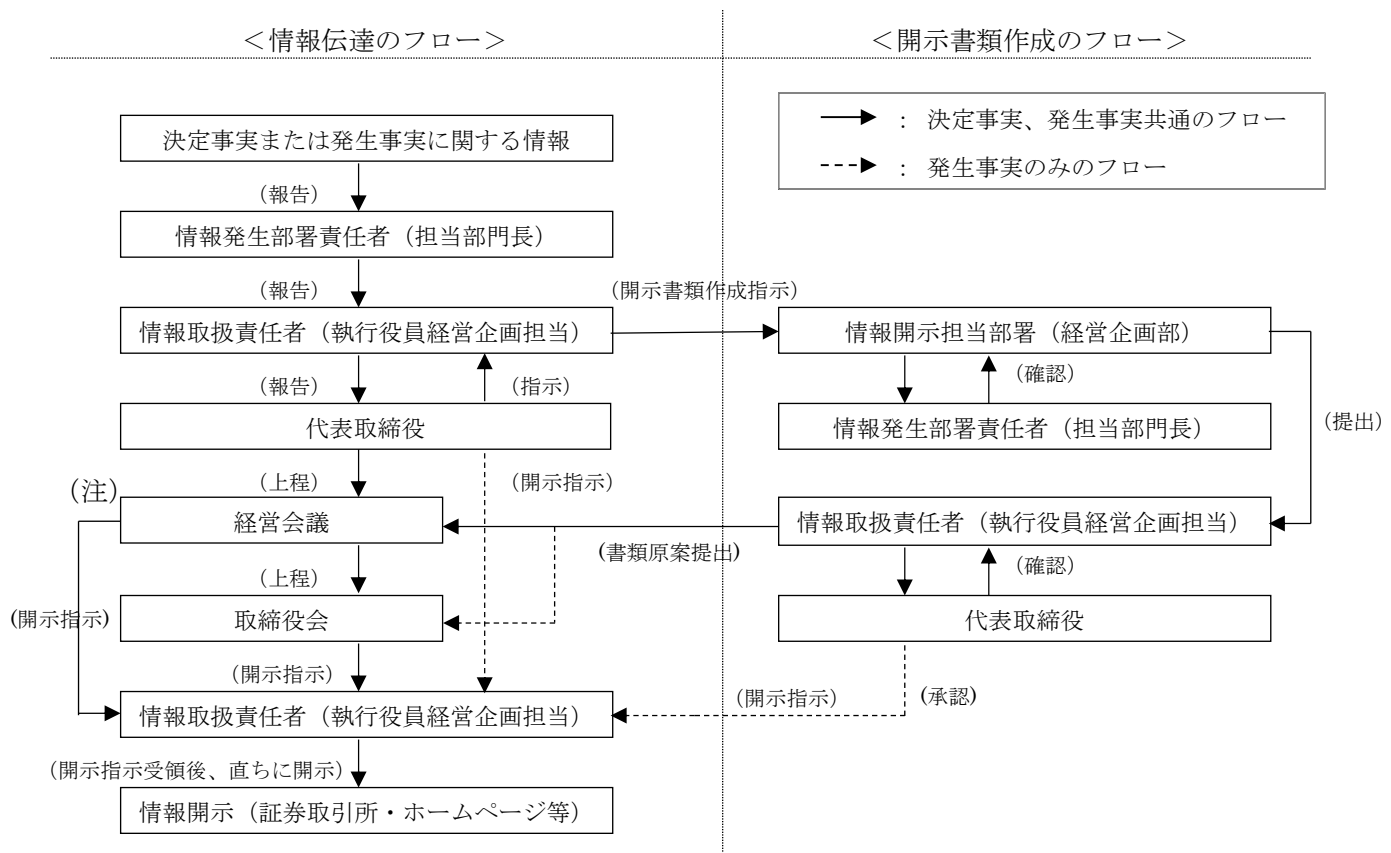
決算に関する情報につきましては、経理部が中心となり決算開示資料を作成し、会計監査人の監査を経て、取締役会において承認された情報を決算日後 45 日以内に開示しております。

(4) 企業集団に係る適時開示手続き

当社は子会社 6 社（国内子会社 1 社、海外子会社 5 社）を有しておりますが、6 社共に非上場会社であります。連結子会社 5 社からは、月次決算書及び営業報告書を翌月の 10 日までに提出を受けております。また、当社の取締役は子会社役員を兼務しており、重要な意思決定に参画しております。これらにより得られる重要な情報については情報取扱責任者に集約され、当該責任者は必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎつつ、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当事項については速やかに開示を行っております。

(5) 適時開示フロー（模式図）

適時開示手続きに関する事務フローは、次の通りであります。



以 上

